

高岡地区広域圏事務組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則

平成16年3月30日規則第1号

改正 平成17年11月1日規則第2号

高岡地区広域圏事務組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成16年高岡地区広域圏事務組合条例第1号）の施行については、高岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成17年高岡市規則第23号）の規定の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年11月1日規則第2号）

この条例は、平成17年11月1日から施行する。